

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、「産業廃棄物処理業の許可」からでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、(特別管理)産業廃棄物処理業の許可に関し正しいものには○、間違っているものには×を付けなさい。

- a A県で産業廃棄物収集運搬業の許可を受ければ、B県でも産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
- b A県で産業廃棄物収集運搬業(積替保管を含む)の許可を受ければ、A県内の廃棄物処理法政令市でも産業廃棄物の収集運搬(積替保管を含む)を業として行うことができる。
- c 産業廃棄物処分業の許可を受けるためには、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の許可を受けていなければならない。
- d 特別管理産業廃棄物処分業の許可を受ければ、特別管理産業廃棄物の排出事業者であっても特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなくてもよい。
- e 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、(普通の)産業廃棄物を扱う場合でも、改めて(普通の)産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

【解説】

a 及び b 産業廃棄物処理業の許可は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合の都道府県知事とは、法第24条の2の規定により政令第27条でいわゆる指定都市、中核市などが含まれる。平成22年の廃棄物処理法改正により、収集運搬で積替保管を含まない場合には、都道府県知事の許可で行えることと改正されたが、政令市の中で積替保管を行う場合は、従前とおり、別途政令市の許可が必要となっている。

c 産業廃棄物処理施設の設置許可が不要な産業廃棄物の処理施設を用いて産業廃棄物処分業を行うことは可能である(廃石膏ボードの破碎施設や処理能力が許可対象未満の施設など)。

d 特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物を排出する事業者には設置義務がある。

e (普通の)産業廃棄物処理業の許可と特別管理産業廃棄物処理業の許可は、全く別制度として規定していることから、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていても、(普通の)産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要になる。

正解 全て×

産業廃棄物処理業の許可を取得している方なら全て常識(「知っていない」と無許可に直結します)レベルだったと思います。栃木県の例で言えば、宇都宮市が「廃棄物処理法政令市」になりますので、宇都宮市内で積替保管をやる場合は、栃木県の許可ではダメ。一方、小山市は政令市ではないので、小山市内で積替保管をやる場合は、栃木県の許可。ということですね。

～廃棄物処理問題～

また、特管産廃の許可と普通産廃の許可は全く別物でしたね。
では、「特管産廃」の話が出ましたので、極めて基礎知識の確認。ただ、これは条文を知っていないと迷うかも知れません。

Q、次のうち、特別管理産業廃棄物として法で定義する言葉として正しい組み合わせはどれか。

「特別管理産業廃棄物」とは産業廃棄物のうち、(, ,) その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

- (1) 引火性、腐食性、伝染性
- (2) 爆発性、毒性、感染性
- (3) 発火性、腐敗性、病原性
- (4) 爆発性、腐食性、感染性
- (5) 引火性、毒性、感染性

【解説】

法律条文どおり。

正解 (2)

法律の規定は前述の通りなのですが、具体的に政令で定めている実際の特管産廃には「爆発性」を要因とした物は、現時点ではありません。特管産廃を制定した時点では、ガスボンベ等を想定していた経緯もあるようですが、種々の理由で具体的には規定していないようですね。
ちなみに、「廃棄物処理法の解説」では「その他の有害な性状を有する」として「引火性、腐食性」を例示しています。

今回の宿題はやはり「特別管理」関連ではあるのですが、かなりマニアックです。お時間のある方は法令集等を参考にしながら挑戦してみてください。



宿題Q

病院業を営む事業者Aの廃棄物の処理に関する記述として、違法となる行為はどれか。

- (1) 感染性産業廃棄物は、収集運搬を感染性産業廃棄物が事業の範囲に含まれる特別管理産業廃棄物収集運搬業者Dに委託し、処分を感染性産業廃棄物が事業の範囲に含まれる特別管理産業廃棄物処分業者Eに委託しており、それぞれと書面で委託契約を締結している。
- (2) 感染性一般廃棄物も同様にD、Eに委託しているが、D、Eは一般廃棄物処理業の許可を受けていない。
- (3) 感染性産業廃棄物は他の産業廃棄物と区別して保管しているが、感染性一般廃棄物とは混合して排出されるので特に区分していない。
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者として医師を充てていたが、医師は業務多忙のため、感染性廃棄物に関しては実務経験も知識もない事務職員に変更した。
- (5) 感染性産業廃棄物の排出量が年間10t未満であり、多量排出事業者には該当しないので、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画は作成していない。